

## 目標設定型排出量取引制度の主要事項

### 1. 対象事業所の要件

原油換算エネルギー使用量が3か年度（年度の途中に使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3か年度）連続して1,500キロリットル以上の事業所

### 2. 制度対象ガス

燃料、熱、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）

※ その他の温室効果ガスの削減量は、その事業所の削減目標の達成には利用可能（取引不可）とする。

### 3. 削減計画期間

平成23年度～平成26年度（第一計画期間）

平成27年度～平成31年度（第二計画期間）

以降、5年度ごとの期間

### 4. 排出量削減目標の達成確認期限

削減計画期間終了の年度の翌年度の3月末日

（第一計画期間については、平成27年度末）

### 5. 削減目標達成確認期限の短縮

計画廃止が確定した場合には、削減目標の達成確認期限を、廃止が確定した日から180日後に短縮する。

### 6. 基準排出量

(1)平成18年4月1日に使用されている事業所であって、平成18年度以降の原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所については、平成14年度から平成19年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量の平均値（どの3か年度とするかは、事業者が選択可能）とする。

(2)(1)については改修工事等により、排出量が標準的でないと認められる年度がある場合には、2か年度とすることができる

(3)(1)以外の事業所については、削減期間が開始される年度の前年度までの3か年度の排出量の平均値又は県の定める指標（排出標準原単位）等による方法により算定される量とする。

### 7. 基準排出量の変更

延べ床面積の増減、用途の変更、設備の増減等、その他県が定める条件に該当する場合には、当該変更部分の標準的な原単位等を用いる算定方法その他県が定める方法により、基準排出量を変更することとする。

### 8. 目標削減率

第一計画期間における目標削減率は以下のとおりとする。

事業所の種類		目標削減率
第一区分	事務所、店舗、熱供給事業所等	8%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの	6%
第二区分	第一区分以外の事業所（工場、浄水場、下水処理場等）	6%

## 9. 削減目標の達成方法

(1)各事業者は、各削減計画期間において、自ら削減した量に（ア）と（イ）を加え、（ウ）を減じた量の合計の量を削減目標量以上とするよう努めるものとする。

（ア）その他の温室効果ガスの削減量

（イ）排出量取引により取得した削減量（購入量）

（ウ）他者に移転した削減量（売却量）

(2)前の計画期間の削減量については、次の計画期間において利用可能とする。

(3)削減計画期間終了時に目標が達成できなかった場合には、次の計画期間において、次計画期間で求められる削減量に、前計画期間の目標達成に不足した削減量を加えた量を削減目標量とする。

## 10. 取引に利用できる削減量

各事業者は以下の種類ごとに知事が別に定める方法等により算定される削減量を取引に利用できるものとする。

(1)超過削減量（県内大規模事業所において削減目標量以上削減した量）

(2)県内中小事業所削減量（県内の中小事業所において削減した量）

(3)県外削減量（県外の大規模事業所において削減した量）

(4)再生可能エネルギーの利用による削減量

(5)森林吸収量

## 11. 取引に利用できる削減量の上限・換算率

(1)超過削減量（移転（売却）上限）基準排出量の $1/2$

(2)県内中小事業所削減量（上限）なし

(3)県外削減量（取得（購入）上限）①オフィスビル等：削減目標量の $1/3$

②工場等：削減目標量の $1/2$

(4)再生可能エネルギーの利用による削減量（上限）なし

（換算率）1.5倍（知事が別に定めるものに限る。）

(5)森林吸収量（上限）なし（換算率）県内の森林：1.5倍、県外の森林：1.0倍

## 12. 先進的な取組を進める事業所（トップレベル事業所）の扱い

地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた事業所（トップレベル事業所）の目標削減率は、目標削減率の各区分に応じて、極めて優れている事業所は目標削減率を $1/2$ に、特に優れている事業所は $3/4$ に緩和するものとする。

（トップレベル事業所の認定方法等については、引き続き検討し、別に定める。）

## 13. 排出量及び削減量の検証

(1)取引に利用する削減量は、県が別に定める方法による検証が必要。

(2)事業者は、削減目標の達成の確認を行う際（平成27年度）には、基準排出量、期間中の排出量を県が別に定める方法により検証した上で、県に報告するものとする。

## 14. 排出量取引状況の把握

県は事業者から報告があった場合には、削減量口座簿に記録するものとする。

（排出量取引を行う際の手続きについては、引き続き検討し、別に定める。）

## 15. 検証機関

基準排出量、計画期間中の排出量及び取引に利用する削減量（クレジット）等の検証は県が認めた機関が行うものとする。

（検証の実施方法等については、引き続き検討し、別に定める。）